

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成28年10月～12月）

平成28年10月～12月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10月4日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件第2回審問期日	東京
11月29日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件第3回審問期日	東京
12月27日	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件第2回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成28年10月～12月）

受付事件の概要

佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第4号事件）平成28年12月9日受付

申請人らに生じた不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら宅に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、24時間換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである、との裁定を求めるものです。

横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第5号事件）平成28年12月16日受付

申請人に生じためまい、動悸、不眠等の健康被害は、被申請人が経営する本件卓球場で卓球が行われている際に騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第6号事件）平成28年12月26日受付

本件は、申請人が所有する畑の土壌が汚染、変質してしまったのは、被申請人事業所か

ら流される浄化槽の排水によるものである、との原因裁定を求めるものです。

埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

(平成28年(セ)第4号事件)平成28年12月27日受付

申請人が、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金4,017,320円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件 (平成23年(ゲ)第9号事件・平成26年(セ)第14号事件)

1 事件の概要

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等の漁獲量が減少したのは、被申請人の馬毛島における開発行為により、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成26年11月27日、上記申請者のうち10人から、被申請人の不法行為による損害賠償金として、被申請人に対し、申請人各自に損害賠償金100万円の支払いを求める、との責任裁定を求める申請があり(平成26年(セ)第14号事件)、裁定委員会は、平成28年5月31日、これを併合して手続きを進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、原因裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、土砂流出と漁業被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等の実施や申請人本人尋問を実施するなど、手続きを進めた結果、平成28年10月25日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本件各事件は終結しました。

郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件

(平成27年(ゲ)第2号事件)

1 事件の概要

平成27年4月13日、福島県郡山市の住民1人から、コンビニエンスストア経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じている頭重感や目眩などの肉体的苦痛及びふさぎこみや気力が沸かないなどの精神的苦痛は、被申請人が経営する店舗に設置している空調用室外機と冷凍用室外機から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、騒音を含む低周波音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年11月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成27年(ゲ)第5号事件・平成28年(調)第12号事件)

1 事件の概要

平成27年10月9日、東京都港区のマンション管理組合から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の管理する敷地内通路の地盤陥没被害は、被申請人が行った掘削工事における土留め工事の不良、不適切な地下水対策又は削岩機による地中杭の振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年12月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成28年(調)第12号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要(平成28年10月～12月)

受付事件の概要

三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成28年(フ)第4号事件)平成28年10月27日受付

本件は、申請人が、三重県尾鷲建設事務所長(処分庁)に対し、同建設事務所長が行った三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。